

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等について

1 趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえ、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正を行うもの。

2 概要

(1) 公示送達デジタル化に係る政令等の改正

都道府県公安委員会等の掲示板等への掲示により行うことと規定されている公示等について、一定の事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くなどの措置により行うこととするなど、所要の改正を行うもの。

【改正案】

- 道路交通法施行令の一部を改正する政令案
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案

(2) 電磁的記録による縦覧等及び作成等を行う方法についての規定の新設

電磁的記録による縦覧等及び作成等を行う方法についての規定の新設その他所要の規定の整備を行うもの。

【改正案】

- 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案 等

3 意見公募の実施結果

2(1)及び(2)について意見公募手続（令和8年3月13日から同年4月11日まで）を実施した結果、2(1)については16件、2(2)については3件の意見が寄せられた。意見を踏まえ、所要の形式的修正を行うこととする。

4 施行期日

令和8年5月21日から施行する（一部告示案を除く。）。